

# 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会

## 平成 2 9 年 度 事 業 計 画

### 『みなさん一人ひとりが福祉の主役』

#### ■「基本方針」

平成 2 9 年 4 月 1 日に完全施行される改正社会福祉法により、公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任及び地域社会への貢献といった社会福祉法人が備えるべき本来の役割を果たすことがこれまで以上に強く求められることとなっている。

当協議会としても今一度その原点に立ち返り、制度の狭間にある福祉ニーズに対してサービスの創造や支援を行い、これからも社会福祉の担い手として主体的に新しい社会的課題に取り組んでいく事が強く望まれる。

さらに、5人に1人が後期高齢者となる2025年（平成37年）に向けては、従来の制度やサービスでは対応できないため、それぞれの地域においてそれをどう支援して行くのかが今後の大きな課題となっている。そこで、国においては医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みづくりを進めるという方向性が示される中、本年度より当協議会においては筑紫野市と連携しながら「介護予防・日常生活支援総合事業」及び「生活支援体制整備事業」への取り組みを開始する。

また、障害者福祉においては、昨年4月1日より施行された障害者差別解消法により障害を理由とする差別解消を、国を挙げて推進することとなった。しかし、現実的には相模原市の障害者施設で尊い命が奪われる事件が起こるなど、社会にはいまだに障害者に対する差別意識や、人と違うことに対する偏った考えが残っていることが否めない状況である。そこで当協議会においては、利用者・家族の思いが反映できる利用者本位のサービス提供に努めるとともに、虐待防止や権利擁護についても研修会等を積極的に開催して、筑紫野市内の社会福祉法人の牽引役となるように努める所存である。

結びに、下記の5項目を重点目標に掲げ平成29年度の事業計画とする。

#### ■「重点目標」

1. 積極的な広報活動・情報提供による自主財源の確保
2. 民生委員制度創設100周年記念事業への協力支援
3. 介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業へのスムーズな移行
4. 暮らしのサポートセンター事業における権利擁護相談・法人後見活動の充実
5. 人権擁護と虐待防止意識の徹底

## ■ 「具体的な事業実施計画」

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(1) 会員・寄付金関係  (総務課 総務担当)	①会員加入の促進	社協が実施している福祉事業をコミュニティ等での会合や広報・ホームページを活用し市民に周知するとともに、関係機関と連携し、福祉事業の財源である会員会費加入促進を図る。 併せて、福祉バス運行や福祉用具貸出など会員対象のサービスの充実を図る。
	②寄付金募集	一般寄付及び特別寄付(香典返し)等の寄付金募集について、広報誌・ホームページ・パンフレット等にて地域住民への啓発に努める。香典返しについては、お礼状の印刷を引き続き行う。また、広報誌等にお礼や寄付金の使途についての掲載を行う。
(2) 地域住民全般を 対象とする福祉 事業の実施  (総務課 総務担当)	① 福祉バスの運行	市内の福祉団体等の活動を支援し、当事者の社会参加や研修、交流活動等の充実、活性化するために福祉バスの貸出を行う。 また、ミーティングや安全運転講習を定期的に行い、情報・課題の共有及び事故防止に努める。
	② 結婚相談事業	相談員の協力のもと、毎月第1～3日曜日に結婚相談窓口を開設する。また、通常の相談とあわせて交流事業(お見合いパーティー)を実施し、成婚率の向上に努める。
	③生活福祉資金貸付事業 (県社協委託事業)	離職者や低所得者、障がい者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために市及び民生委員の協力と支援のもと必要な資金の貸付手続きを行う。
	④移送サービス事業	市内在住の社協特別会員で障がい者等(車椅子等を日常的に利用する方)を対象としてリフト付き車両により無料で通院等の支援を行い、利用者の社会生活の質の向上を図る。
	⑤福祉車両貸出事業	市内在住の社協賛助会員で、障がい者等(車イス等を日常的に使用する方)で送迎を必要とする方を対象に、リフト付き車両の無料貸し出しを行い、利用者の社会生活を支援すると同時に、本事業の主財源である社協会員会費の啓発にも力を入れる。
	⑥老人福祉センターの運営 (市委託事業)	高齢者等に対して、健康の増進や交流、情報提供を行うと共にサービス内容の充実を図るため職員研修を実施し、職員の質の向上に努める。 また、演芸会等イベントを定期的に行い、来場者へのサービス向上に努める。 併せて、施設の維持管理を徹底し、安全で安心して利用いただける施設運営を行う。
	※心配ごと相談事業	平成28年度で事業廃止

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(3) 広報活動の充実  (総務課 総務担当)	① 機関誌の発行	社協の事業や地域で行われている様々な福祉活動の紹介や福祉活動への市民参加を促進するために「福祉だより」を発行し、市内全戸及び公共機関、共同募金運動協力企業等に配布する。
	②ホームページでの福祉情報の提供	ホームページを活用し、市民に役立つようタイムリーな福祉情報の提供や社協活動の紹介など、市内外に向け情報発信を行う。 また、福祉用具借用等の申請書のダウンロードなど、各種サービスが利用しやすい環境整備に引き続き取り組むと共に、新しい情報や事業の報告、各種案内などを随時更新し、市民にとって役立つホームページづくりを行う。
	③広報活動の充実	福祉だよりやホームページを活用し広報活動の充実を図ると共に、地域でのイベント等において社協事業の積極的な広報活動を行う。
(4) 共同募金運動の推進  (総務課 総務担当)	①共同募金運動の推進	住民同士のたすけあい精神に基づき、地域福祉活動をはじめとする様々な事業・活動の財源充実を図るため共同募金会をはじめとする関係機関と連携し共同募金運動を行う。 また、市民に対し共同募金運動の趣旨や使いみちを正しく理解していただくために、これまで以上に配分金の使途の明確化を図る。
(5) 地域福祉活動の推進  (総務課 地域福祉担当)	①第2次地域福祉計画及び活動計画の推進	第5次筑紫野市総合計画や福祉関連個別計画との整合性を図りながら、「共に生き、支えあう社会」を目指し、市と連携を図りながら地域福祉計画及び活動計画を推進していく。
	②福祉委員制度の推進充実	誰もが安心して暮らすことができる地域づくりの実現を目指し、地域住民や行政区、民生委員児童委員と協力して地域福祉推進の担い手の一人である福祉委員制度を推進する。また、資質向上のための研修会の実施や情報提供を行っていく。
	③ふれあいいきいきサロン活動の支援及び充実	地域で活動している様々な団体と連携し、サロンの目的である生きがいづくりや仲間作りなど、住民同士の自発的な支え合い活動であるふれあいいきいきサロン活動を推進する。
	④行政区単位の福祉活動の支援	地域コミュニティ運営協議会と連携を図りながら、福祉委員活動やふれあいいきいきサロン活動を通じて、行政区単位の福祉活動の支援を行う。
	⑤生活支援体制整備事業（市委託事業）	高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築することを目的に生活支援コーディネーターを設置し、関係機関と連携を図りながら、社会資源の調査・開発、サービス提供関係者間のネットワークづくりを推進する。

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	⑥安全・安心まちづくり事業の推進	災害発生時において、迅速な災害ボランティアセンター設置ができるよう、関係機関・団体等との連携を図る。
	⑦在宅介護者交流会の開催	筑紫野市介護を考える家族の会と協働で介護者同士の交流や講演会、情報交換を目的とした「介護者のつどい」やリフレッシュ事業を開催する。
	⑧筑紫野市民生委員児童委員連合会への協力・支援(市補助事業)	<u>民生委員児童委員や主任児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことが出来る様、研修会の開催や関係機関との連絡調整、組織運営のための理事会、定例会、部会の開催を行う。また、民生委員制度創設100周年を迎えるにあたり、民生委員児童委員活動の更なる発展を目的に記念事業を実施する。</u>
(6) 障害者福祉事業の推進  (総務課 地域福祉担当)	①手話奉仕員養成講座の開催(市委託事業)	手話の学習を通じて、聴覚障がい者や手話に対する理解を深め、聴覚障がい者の社会参加への協力の輪を広げることを目的に手話奉仕員養成講座を開催する。
	②障がい児者交流会	市内在住の障がい児者とその家族等が社会参加の一環として地域での交流を深めることを目的に交流会を実施する。(年1回)
	③共同作業所への支援	共同募金配分金を活用した無認可共同作業所への財政支援を行なう。 さらに、ボランティア団体である「ちくしの福祉村」との協働により、週1回カミーリヤで開催されている障がい者の作品展示・販売、市民との様々な交流・つながりの場である「もよってひろっぱ」の活動を支援する。
(7) ボランティアセンターの機能充実 (総務課 地域福祉担当)	①ボランティアセンターの機能充実	ボランティアセンター機能充実を図るため、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携を強化する。 また、身近なボランティア活動の相談窓口として、情報発信やコーディネート機能の強化、新たな人材の育成・発掘のため講座等を開催する。
(8) 福祉教育・ボランティア学習の推進  (総務課 地域福祉担当)	①福祉教育の推進	地域福祉を推進するための取り組みの一つとして、ボランティア連絡協議会及び当事者の協力を得ながら、学校や地域における福祉教育の推進を図る。
	②児童青少年ボランティアスクール	市内小・中学生を対象に、学校では経験できない福祉体験やボランティア活動を通じて、思いやりや支えあいの心を育むことを目的にサマーボランティアスクールを開催する。
(9) ボランティアの育成  (総務課 地域福祉担当)	①ボランティア活動保険加入促進	ボランティア活動を行う方々が安心して活動に取り組むことが出来るよう、ボランティア活動保険の周知を行う。
	②ボランティア活動への支援及び資源開発	福祉ボランティア団体への助成や情報提供、連絡調整等を行い活動しやすい環境づくりに努める。 また、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成に向けた研修・講座等実施に向けた検討を行う。

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	③分野別ボランティア講座の開催	各福祉ボランティアグループの協力により福祉ボランティアの養成講座を行う。 * 入門拡大写本ボランティア講座⇨拡大写本うさぎ(3回) * 夏休み点字教室 ⇨ 筑紫野市点字教室(4回)
(10) 子育て支援活動の推進 (総務課 地域福祉担当)	①子育て支援活動の推進	地域全体で子育てを行うという意識を高め、住民グループや次世代に向けての人材の育成など、地域ぐるみで子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりを推進していく。 また、子育てについての情報交換や仲間作りの場である子育てサロン「ふれんず広場」を開催する。(年3回)
(11) 各種貸出事業推進 (総務課 地域福祉担当)	①福祉機器貸出事業	市内在住の社協賛助・特別会員を対象として、介護者の身体的負担の軽減や、介護が必要な高齢者・障がい者が可能な限り自立した生活が送れるよう福祉機器の貸出を行う。 また、感染予防等から貸出機器の消毒を徹底する。併せて共同募金並びに社協会員会費のPRを行う。 * 貸出機器 ⇨ 車椅子・介護支援ベッド・エアマット・ポータブルトイレ・浴槽内椅子・シャワーイス・浴槽手すり等
	②行事用機器貸出事業	地域福祉活動の活性化を図ることを目的に、各行政区や福祉関係団体・ボランティアグループ等が行う交流会やつどい等の活動に必要な行事用機器の貸出を行い、社協活動並びに共同募金のPRを併せて行う。 * 貸出機器 ⇨ 綿菓子機・ポップコーン機・催事用テント等
(12) 要支援者に対する権利擁護の推進 (総務課 暮らしのサポートセンター担当)	①暮らしのサポートセンター事業 (福祉サービス利用援助事業)の推進	判断能力が不十分なため日常生活に支障がある方を対象に「暮らしのサポートセンター」による権利擁護に関する無料相談及び福祉サービス利用援助(日常的金銭管理等)や法人後見を実施し、安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。
	②不登校支援事業	不登校の不安や悩みを共に考えていくことを通して、保護者自身が家庭におけるわが子とより良い関係を再構築できるように支援するサポーターの養成や不登校の基本的理解を促し、適切な子どもへの対応などを学びながら、家族が明るく元気に暮らせることを目指す講演会を開催する。 * 不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座 年6回 * 不登校に悩む保護者支援サポーター フォローアップ講座 年12回 * 不登校講演会 年2回
	③天拝いこいの館運営管理業務	天拝いこいの館の経営の安定化を図ると共に、交流事業として餅つきやコンサートイベントの開催、また不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座の開催や不登校を考える会(相談事業)の支援など、地域福祉推進の西の拠点として天拝いこいの館を活用した事業展開を図る。

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(13) 介護保険事業  (介護保険課 介護保険担当)	①筑紫野市入浴サービス事業 (市委託事業)	重度の身体障がい者等に対し訪問入浴車により、自宅での入浴サービスを提供する。 また、利用者が重度の障がい者であるため、家族及び主治医や関係機関との連携を密にし、サービス提供を行う。
	②訪問入浴介護事業	「対象：要介護1～5」訪問入浴が必要な高齢者に対し訪問入浴車により、自宅での入浴サービスを行い、褥瘡予防など健康状態の維持に努める。 また、利用者及び介護者へ適切なサービスを提供するため職員研修を実施し、支援技術の向上を図る。
	③介護予防訪問入浴介護事業	「対象：要支援1、2」介護予防が必要と認定された利用者に対して、介護予防訪問入浴介護サービスを行い要介護状態にならないよう支援を行う。
	④居宅介護支援事業	法令遵守を基本とし、特定事業所加算(Ⅱ)取得事業所の介護支援専門員としての専門性を発揮し、事業対象者や要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成する。 高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、他職種との連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指す。
	⑤訪問介護事業	「対象：要介護1～5」要介護認定を受けた方が、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の身体介護及び家事援助等のサービスを提供する。
	⑥介護予防訪問介護事業	「対象：要支援1、2」要支援の認定を受けた方が日常の家事などをできるだけ自力で行い、身体機能の維持向上に努め、要介護の状態にならないよう支援する。
	⑦訪問型サービスA事業 (市委託事業)	「対象：事業対象者」の認定を受けた方が、簡易な生活支援を行い自立した在宅生活を継続出来るように支援する。
	⑧経営及び雇用の安定化	<u>介護保険制度の見直しに的確に対応し、経営の分析を行い安定した経営を目指す。</u> 働きやすい職場環境を整備し、研修等の受講や資格取得の機会を与えることにより資質及びサービスの向上に努め雇用の安定を図る。
	⑨利用者増に向けた取り組み	利用者増を図るためホームページ・電話帳に広告を掲載するとともに、医療機関や居宅介護支援事業所等の関係機関を訪問しPRに努める。
(14) 在宅福祉事業  (介護保険課 介護保険担当)	①障がい者ホームヘルパー派遣事業	居宅において自立した生活を営むことができるよう相談支援事業所や他機関との連携を図り、身体介護・家事援助・外出介助サービスを提供するため、ホームヘルパーを派遣し在宅生活を支援する。
	②高齢者家事援助ヘルパー派遣事業 (市委託事業)	介護保険の認定では自立と判断された方や、市が介護予防の必要があると判断した高齢者に対し、地域包括支援センターとの連携のもとホームヘルパーを派遣する。
	③コミュニティヘルパー派遣事業	市関係課や地域福祉活動との連携を図り、突然の疾病や事故等により援助を必要とする方へ身体介護、家事援助サービスを提供する為、ホームヘルパーを派遣する。 (なお、介護保険利用者については、介護保険制度を優先)

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	④食の自立支援事業 (市委託事業)	調理や買い物が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養のバランスがとれた夕食の提供と配達時の安否確認を行うことで、食生活の改善、生活の質の向上及び家族の負担軽減を図る。 * 安否確認と併せて生活課題の早期発見に努め必要に応じて家族や関係機関への連絡調整を行う。 * お楽しみ弁当の実施 (年6回) 市関係課・包括支援センター並びに介護保険関連事業所及び地域福祉活動や民生委員児童委員との連携を図り、見守り支援体制づくりを推進する。
(15) 生活介護事業、 日中一時支援 事業  (福祉課施設担 当、さるびあ 学園)	①生活介護事業 (市指定管理事業)  *定員 20 名  *障がい支援区分 3 以上	利用者の人権を尊重し、一人ひとりの能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個別支援計画に基づき質の高いサービスを提供し、支援を行う。 <支援内容> (ア) 食事介助：個々に応じた介助、支援を行う。 (イ) 排泄介助：同性介護を基本にプライバシーに配慮し、介助を行う。 (ウ) 活動の提供：個々の能力、特性に応じた適切な支援を行う。 (エ) 作業活動：手工芸、園芸作業、点訳本の製作、 (オ) 創作活動：壁面装飾、紙粘土細工作り、 (カ) 生活活動：調理、買い物、喫茶外出、 (キ) 文化活動：音楽活動（音楽療法）、読書、紙芝居、音楽鑑賞・映画鑑賞、絵画等の製作、カラオケ、 (ク) 健康増進活動：散歩、機能訓練等、
	②季節行事活動	施設内外を問わず季節を感じる行事を実施して、施設利用者相互の親睦やボランティアとの交流を図る。 * 4月⇨お花見、5月⇨端午の節句、7月⇨七夕、 9月⇨防災訓練、10月⇨ハロウィン、 12月⇨餅つき・クリスマス会、1月⇨新年会、 2月⇨節分、3月⇨雛祭り、
	③餅つき大会	餅つきによる交流を通して、利用者やその家族とボランティアがふれあうことにより、相互に理解を深めることを目的に実施する。 * 開催予定日：12月上旬
	④お楽しみ食事会	食事を通しての楽しみづくりとして、季節にあった食事会を実施する。(バーベキュー・流しそうめん・焼き芋等)
	⑤社会体験親睦 バスハイク	通常の活動から離れ、文化・観光施設の利用や工場等の社会見学を通して楽しみや感動、満足感を味わい、経験の幅を広げ、社会参加及び自立を高める。 また、通常の活動時ではボランティアや利用者家族との交流の機会が少ないため、お互いの親睦を図る目的でバスハイクを実施する。

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	⑥地域社会参加活動	<p>地域の方や市内の各団体・グループの方、福祉関係の大学の学生とレクリエーションを通して交流を図り、障がい者福祉への理解を高める。</p> <p>* 内容：日常活動の紹介、レクリエーション</p>
	⑦音楽療法	<p>外部講師の音楽療法士指導のもと、楽器の活動や歌の活動、身体活動を通して音楽を楽しみながらリラックス、集中力のアップ、情緒の安定などを図る。</p>
	⑧人権擁護職員研修	<p>利用者の意思と人格の尊重と、常に利用者の立場に立った活動を行うため、人権意識の向上を図るとともに、研修等の機会充実を行う。</p>
	⑨他機関との連携	<p>利用者の方の中には、高齢化及び保護者の高齢化が進んでいる方がいる。可能な限り、地域での結び付きを重視し、住み慣れた家や地域で生活できるように相談支援事業者や他機関と緊密な連携をしながら支援を行う。</p>
	⑩施設利用契約の拡大	<p>健全な経営と施設の自立を目指し、特別支援学校等の現場実習を積極的に受け入れるとともに施設案内を行い、定員の充足を図るため新規利用契約につなげる。</p>
	<p>⑪地域生活支援事業 (市指定管理事業)</p> <p>(日中一時支援事業)</p> <p>*定員1日10名</p>	<p>夏休み等長期休み期間中、障がいを持つ小学1年生から高校3年生までを対象に休み期間中の生活の安定を図り、自立や社会参加のための力を養う。</p> <p>また、生活介護サービス利用につなげていくため、利用者およびその家族に対して、施設説明を行う。</p> <p>* 実施期間：夏休み、冬休み、春休み期間</p>
<p>(16) 児童発達支援 事業所 「ちくしのスマイルキッズ」事業</p> <p>(福祉課施設担当、さるびあ学園)</p>	<p>①児童発達支援事業</p> <p>*定員1日10名</p>	<p>心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児に対し、基本的な生活習慣の自立が図れるように、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を行うことで、社会への適応を促す。また、未就学児の意思及び人格を尊重して、未就学児及びその家族の立場に立った児童発達支援を行う。</p> <p>&lt;支援内容&gt;</p> <p>(ア) 日常生活における基本的動作の指導及び習得</p> <p>(イ) 集団生活への適応訓練</p> <p>(ウ) 家族に対する相談等</p> <p>(エ) その他必要な支援</p>
	②親子通園	<p>心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児及び保護者を対象とした、小グループ(年齢区分)により、児童発達支援計画に基づき設定プログラム(遊び)を通して、子どもへの関わり方、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる方々への理解・受容の働きかけを行う。また、保護者交流会(勉強会)を開催する。</p>
	③単独通園	<p>親子通園での様子を見ながら、基本的な生活習慣を身につけ、自分で見通しをもって過ごせるように、必要な児童には単独通園での療育を行う。</p>

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	④個別及び集団訓練	児童発達支援計画に基づき心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児に対し、設定した個別や集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施する。
	⑤月別活動	4月⇨お花見、5月⇨端午の節句、7月⇨七夕、8月⇨プール（水遊び）、9月⇨お月見会、10月⇨ハロウィン、12月⇨餅つき・クリスマス会、1月⇨新年会、2月⇨節分、3月⇨雛祭り、
	⑥遠足	社会のルールを学び、季節の変化を感じられる園外療育として遠足を行う。
	⑦他機関との連携	相談から療育までの円滑な支援を行うため、市各関係部署や他施設等で実施している支援が必要な未就学児に係る事業との連携を図り、必要に応じて関係者会議を行うことにより、切れ目のない支援体制づくりを行う。
	⑧職員研修	障がい特性理解や支援方法が学べる研修に参加し、支援技術や視点の向上を図る。また、支援技術や方法を職員間で共有できるように内部研修を行う。
	⑨ <u>経営の安定化</u>	<u>質の高いサービスを提供するために、経営の効率化と安定化を図る。また、定員数の契約の確保に努める。</u>

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。